

石川県都市公園指定管理者仕様書
(北 部 公 園)

石 川 県 土 木 部

令 和 8 年 8 月

北部公園指定管理者仕様書

北部公園(以下「公園」という。)の指定管理にあたっては、「石川県都市公園指定管理者募集要項」(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 公園概要

(1) 公園概要

公園名	北部公園	公園種別	総合公園
所在地	金沢市北森本町、忠縄町、今町	開設面積	22.9ヘクタール
当初開設日	平成元年4月1日	最終開設日	平成24年5月3日
公園の特徴等	本公園は、金沢の都心から北西へ約7キロメートル、河北潟水田地帯の一端、森本地区に位置しています。東西に流れている森下川をはさんで、右岸がスポーツレクリエーションゾーン、左岸は緑豊かな休憩ゾーンとなっています。 スポーツレクリエーションゾーンには、本格的なソフトボール場、軟式野球場のほかサッカーに利用できる多目的グラウンドがあり、地域周辺の各種の大会などに利用されています。 また、休憩ゾーンは、植物園として各種の樹木や草花が植えられており、季節を問わず野外観察ができるほか、様々な野鳥が姿を見せてくれます。		
主な管理施設	中央広場、さくらの園、母なる森、休憩所、どんぐりハウス、軟式野球場、ソフトボール場、多目的グラウンド、ゲートボール場、便所、遊戯施設、駐車場		
管理区域	別図のとおり	開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	なし		
公園利用者数	令和 5年度 145,255人 令和 6年度 153,542人 令和 7年度 156,921人		

(2) その他公園施設の概要

- ・管理事務所：木造平屋建て $A = 59.73 \text{ m}^2$
指定管理者は、本建物を公園管理や利用者へのサービス拠点及び利用者への情報発信地として適正に運営する。
- ・倉庫 10棟
- ・ポンプ室 1棟
- ・休憩所 4棟
- ・便所 4棟

・園路	9,920 m
・中央広場	10,000 m ²
・さくらの園	3,690 m ²
・イベント広場	3,000 m ²
・駐車場	11,830 m ²
・簡易野球場	2 面
・ソフトボール場	2 面
・ゲートボール場	2 面
・多目的グラウンド	1 面
・遊戯施設	1 式

(3) 管理料

管理料 28,724 千円（単年度）

2 管理の方針

(1) 基本方針

管理にあたっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めること。

また、公園は市民のレクリエーション活動や散策など憩いの場所として親しまれているため、様々な利用者や近隣住民の声を大切にしながら、公園ごとの特性に合わせた管理運営を行うこと。

(2) 維持管理方針

- ① 園地や植栽管理（植込地、芝生、樹木、草地、花壇等）については、利用者の快適性や安全性の向上を考慮するとともに、各植栽の特性を把握し適正に生育するよう必要な管理を行う。
- ② 中高木類については、適正な密度の維持、整枝剪定、支柱撤去を計画的に実施すること。
- ③ 施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うものとする。

(3) 運営方針

県民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の声を聴取し、運営に反映させるものとする。

公園利用の活性化を図るため、積極的に利活用推進のための取組を実施するとともに、運営において、県民参加の実現と諸活動の育成・支援に努めるものとする。

芝生広場の多目的な利用において、利用者間で円滑な利用調整がなされ、お互いが満足して利用できるよう運営に配慮すること。

また、本公園は、園内にさまざまな樹木、草花が植えられていることから、これらを活用して野外観察や、自然学習などの自主事業を実施するなど、積極的な公園運営を図ること。

(4) 管理体制の確立

公園を適正に管理するため、業務内容に応じて必要な職員、専門技術員、作業員等を適宜配置すること。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

なお、業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者又は管理事務所長を配置し、執行にあたること。

(1) 都市公園を利用する者に対する利便の提供に関する業務

- ① 公園施設の使用受付け、案内又は規制誘導に関すること。
- ② 来園者や各種問い合わせ等に対する情報提供
- ③ 迷子、落とし物の連絡、保管等
- ④ 物品、備品等の貸し出し
- ⑤ その他、利用者に対するサービス提供

(2) 都市公園の利用の促進に関する業務

① 自主事業の実施

公園の利用促進を図るため、指定管理者主催の各種事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は公園の設置目的に合致し、業務を妨げない範囲において、自己の責任により実施すること。

また、自主事業の実施にあたっては、事業計画書等により事前に県の承認を受けること。

- ② 周辺地域、関係機関との連携・協働の推進
- ③ 公園利用の普及、啓発又はPR活動
- ④ 利用者アンケートの実施及びアンケート結果の管理への反映

(3) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

公園の施設、設備、備品及び植栽は、適正な利用に供するよう常に日常的な保守点検を行い、正常な保持育成に努めるものとする。

業務の内容及び標準仕様は、別紙1を参考に管理にあたるものとする。

ただし、これに記載のない事項については、別途県と協議する。

(4) その他、北部公園の管理に関し、知事が必要と認める業務

- ① 軟式野球場、ソフトボール場、多目的グラウンドの利用予約受付業務に係る、いしかわ施設予約サービスの運営
- ② 占用、行為許可等にとまなう現地における連絡調整
- ③ 緊急時体制の確立。気象警報、注意報に対応した「気象災害対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を作成し、管理すること。
- ④ 上記業務に伴う管理簿の作成
- ⑤ 公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容を県に報告すること。

4 指定管理者の業務から除く範囲

第三者が管理する公園施設の設置許可施設、又は占用物件がある場合については、その管理は指定管理者の業務から除くものとする。

5 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、指定管理者は請負者の作業日、作業場所、作業内容等公園管理に必要な項目を把握し、必要に応じて公園内の安全対策を適宜指示すること。

6 備品管理

- (1) 指定管理者に貸与する備品は別紙2のとおりとする。その管理にあたっては、常に整理整頓し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 指定管理者は、備品等の管理を行うための台帳を整備し、必要な事項を記載しなければならない。
- (3) 公園外への備品の貸し出しは禁止する。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

7 業務の引継

- (1) 指定期間の終了後又は取り消しにより石川県又は次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、公園の管理に支障が生じないよう十分な配慮を行うこと。
- (2) 新たに指定管理者となる法人等については、令和9年4月1日から円滑に業務が行われるよう、職員に対する研修を実施するなど、運営管理に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

8 事業報告等

- (1) 指定管理者は会計年度終了後、都市公園の管理の業務に関し事業報告書を作成し、別途指定する期日までに県に提出すること。
- (2) 事業報告書の内容は次のとおりとする。
 - ① 管理運営の体制
 - ② 実施した事業内容、時期及び成果
 - ③ 利用実績及び分析
 - ④ 管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - ⑤ その他、管理運営に関し石川県が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、毎月終了後5日以内に次の事項に関し県に報告すること。
 - ① 各月の利用状況、利用者数
 - ② 利用者の苦情処理数、内容及び要望等
 - ③ 小修繕、応急処置等の実施状況
- (4) 指定管理者は、管理運営及び経理状況並びに植物、施設の管理記録簿等を常に記録・整理すること。
- (5) 石川県は、指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる。

9 指定の取り消し等

- (1) 石川県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続できないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により当該指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (2) 上記により指定の取り消し等を命じた場合において、指定管理者に損害が生じてても、県はその賠償の責めを負わない。

10 個人情報の保護義務

指定管理者が、都市公園の管理上知り得た個人情報の取り扱いについては、石川県個人情報保護条例に基づき適正に管理すること。

11 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県と指定管理者が協議して定めるものとする。

12 留意事項

(1) 県は必要があれば指定管理者の管理状況の調査を行い、指導又は管理方法の是正を指示することができるものとする。

(2) 県からの要請への協力

① 石川県から、公園の管理並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

② その他、石川県が実施又は要請する事業への支援、協力又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(3) 公園の管理の全般にあたって、必要な関係機関と十分連絡調整を図ること。

(別紙1)

公園の施設、設備及び緑地等の維持管理業務内容

■北部公園

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	幹線園路(カラーAS) :4,320m 園路(インターロッキング) :5,600m 中央広場(芝生) :10,000㎡ イベント広場(クレイ) :3,000㎡ サクラの園・宴の広場 (芝生):3,690㎡ 駐車場:11,830㎡ 他 園内全域	落ち葉、ゴミ等の清 掃	竹箒、熊手、プロ ワー等による清掃	適宜	台風や強風の前後は 巡視、点検を入念に 実施
	排水施設	排水桧 側溝、用水清掃	人力又は機械によ る清掃	年2回	
	便所:4棟 (休憩所併設)	床、便器、洗面台、 手洗場等の洗浄清 掃及び消耗品補充	洗剤、スポンジ、 デッキブラシ等によ る人力清掃	1回／日	
		壁面、窓ガラス、天 井、外壁等の清掃	はたきがけ、水洗浄	適宜	
	管理事務所:59.8㎡ 休憩所(木造):4棟	床面、内外壁、建具 等、建物全体の清掃	箒、はたき、モップ、 水洗浄等適切な方 法による清掃	床、建具類は毎日 その他は汚れ具合 により適宜	
	池:2箇所	A=4,500㎡ 浮遊ゴミ等の除去護 岸周辺の清掃		適宜	
公園施設維持管理	園路	舗装面、縁石等の破 損箇所、遊歩道の路 面状況等点検	利用に支障がある 場合は小修繕等	適宜	
	駐車場(3箇所)	舗装面のクラックや陥 没、駐車ライン等の状 況を点検			
	排水施設	排水桧、側溝等の破 損箇所点検	機能に支障をきたす 場合は小修繕等		
	イベント広場	不陸の状況等点検	利用に支障がある 場合は小修繕等		
	ベンチ(木製):109基 ベンチ(石製):36基 縁台:22基 野外卓(木製):9基 柵等	利用に際しての不具 合点検			
	休憩所:4棟 四阿:6棟 パーゴラ(藤棚):4棟				
	飲用水栓:13箇所	器具の破損、漏水、 水圧不足等の不具 合点検	バルブ調整等		
	ソーラー時計:2基	動作不良等の不具 合を点検			
	池:2箇所	A=4,500㎡ 保守、点検			

運動施設等維持管理	簡易野球場:2面 (A=19, 656 m ²)	バックネットの破損状況、クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検	利用に支障がある場合は小修繕、除草、舗装材補充等	適宜 (全面的な不陸整正:年1回、除草:年3回 除草剤散布:年1回)	
	多目的グラウンド:1面 (A=11, 880m ²)	クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	ソフトボール場:2面 (A=13, 920m ²)	バックネットの破損状況、クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	ゲートボール場:2面 (1,600m ²)	クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	自由広場	雑草の繁茂状況等点検			詳細は植栽等維持管理の芝生管理の項を参照
設備等維持管理	受水槽清掃	飲料受水槽の清掃	維持管理、清掃 定期点検	年1回	
	機械設備維持管理	井戸ポンプ設備点検			
	園路灯:31基	器具の破損、球切れ等の不具合点検	電球交換等	適宜	
	散水栓	漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
	案内板、標識等	汚れや破損、剥離、表示内容の消え等点検	利用に支障がある場合は小修繕		
植栽等維持管理	樹木剪定	中高木	N=100本(中高木)	年1回	
	病虫害防除	樹木の巡回目視・点検 中高木 低木 低木寄植 生垣	発生時に捕殺または薬剤散布 (薬剤散布時は告知等の対応)	適宜	害中発生時は適切に処置
	雪吊り	中高木 生垣	N=1本(中高木) L=100m(生垣)	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて適宜点検、補修
	芝生管理	目土	A=340a	年1回	刈芝は適切に処分
		刈り込み、清掃	トラクターモア、ロータリーモア、フライモア、スイーパー A=340a	年5回	
		施肥	A=340a	年1回	
	園内除草(機械)	外周部、林内、調整地、周辺植栽帯等	ハンマーナイフモア、肩掛け式刈り払い機等 A=676a	年3回	刈草は適切に処分
	園内除草(人力)	植込地、林内、今町グラウンド地区中央広場	A=164a	1式	
	花壇管理	床拵え、植付、除草、施肥等		年3回	
	枯損木、枯損枝処理	園内全域		適宜	

遊戯施設等維持管理	遊具等点検	複合遊具:1基 スプリング遊具:2基	安全利用のため、動作異常、危険箇所等の有無、周囲の状況等確認、点検 管理者による日常点検及び月点検 専門家による定期点検	日常点検 1回/日 月点検 月1回 定期点検 年1回	定期点検の結果、及び修繕記録は保存
		腹筋台:1基 チンニングバー:1基 鉄棒:1基 ジャンプタッチ:1基 平均台:1基 吊り輪:1基 サイドステップ:1基 ラダー:1基 ヘルスサークル:1基 平行棒:1基 砂場:1箇所			
管理施設維持管理	管理事務所	美化、清掃及び火災、盗難防止等に努め、適切な維持管理			
	倉庫 ゴミ処理場				
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃廃棄物の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等の資源廃棄物はリサイクルを実施	1回/日 (処分量に応じて適宜可)	
警備	園内	巡視/パトロール		適宜	
除雪	園路除雪	入口から管理事務所園内の通学路	機械又は、人力による除雪	積雪15cm以上で実施	

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと

(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、県央土木総合事務所と協議のうえ決定すること。

(遊具、自家用電気工作物、消防設備等の法定点検を実施している施設は除く)

北部公園 備品一覧表（県貸与備品）

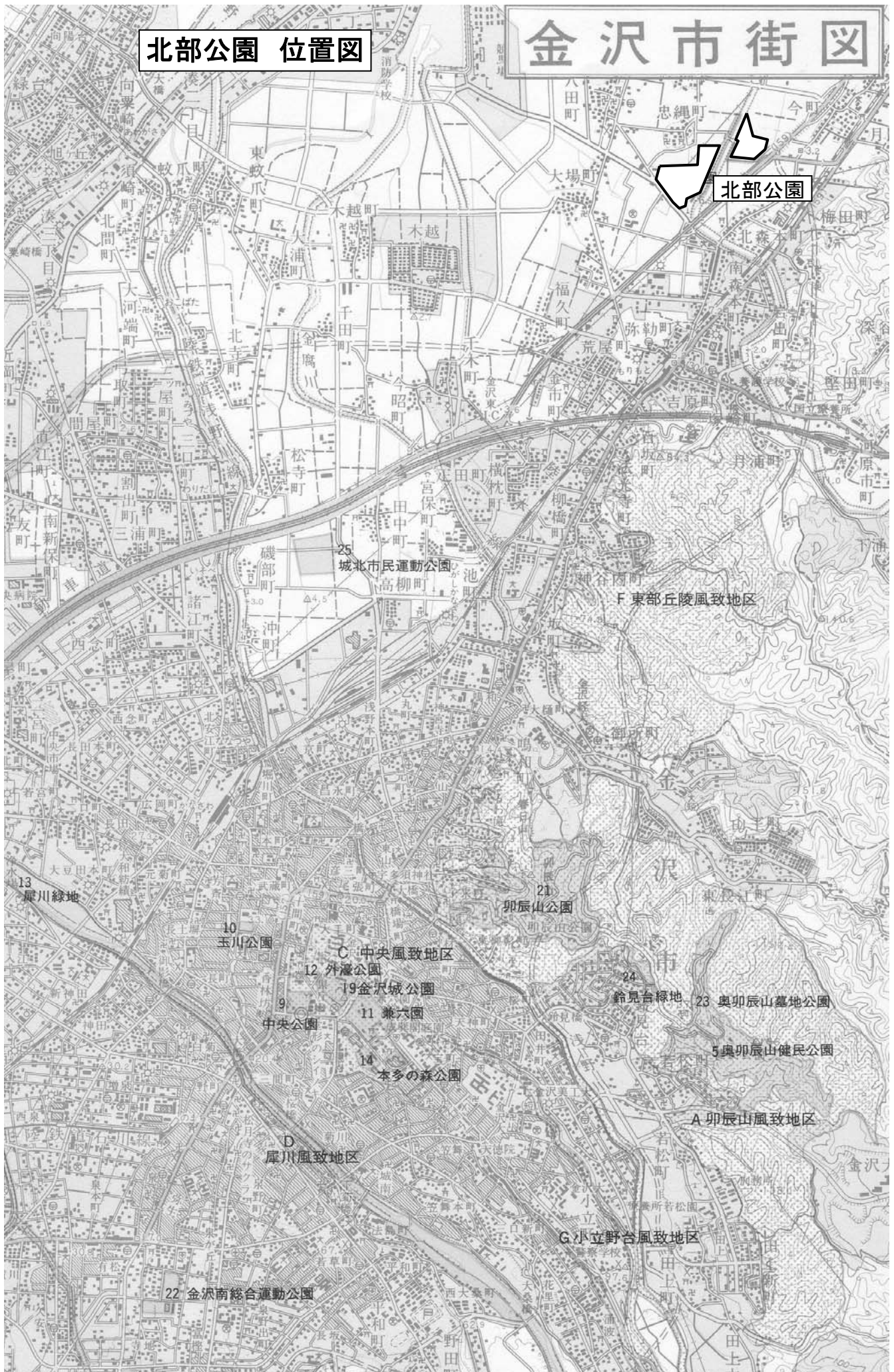
2026.4現在

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
公園管理のための備品	除雪機	K O M A T S U K S S 10 S D I I I	1	
	排水ポンプ	ボンスターPSK-640X-MA	1	ポンプ室
	チェーンソー	チェーンソー025	1	
	剪定器具	HS74	1	
	ジュニア用サッカーゴール	アルミ合金製H2150×W5000 上部奥行900下部奥行2000	2	
	脚立	アルミ脚立1. 2 m	1	
の 中 公 の 事 園 備 務 管 品 理 所 品	ロッカー	L I O N 1 人用	2	
		KOKUYO 1 人用	2	
	AED	CU-SP1	1	

北部公園 貸出品一覧表（県貸与消耗品）

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
その他貸出品	書庫	P L U S （上下）	1	
	剪定器具	ゼノアヘッジトリマーHT751Pro	1	
	チェーンソー	G370VS	1	
	テーブル	事務机	3	
	椅子	カム28432R	3	
	木製ベンチ	L 1 8 0 0 × W 4 0 5 × H 4 0 0 杉間伐材	6	
	脚立	松葉アルミ（張出型）6 尺	1	
		松葉アルミ（張出型）8 尺	1	
		三脚（6 尺）	1	
	ジュニア用サッカーゴール ネット	ポリエチレン	2	
	自転車	AG 4 0	3	

金沢市街図



北部公園管理図

開設面積 22.9ha

